

平成19年9月3日  
社会保険庁

## 被保険者等が保有する資料に基づき国民年金の被保険者記録を訂正した事例について

○ 年金記録相談の特別強化体制において、記録相談に応じた事例は本年3月末までに約215万件であるが、このうち、社会保険庁及び市町村の資料に納付記録がなく、被保険者等が保持する領収書等に基づいて納付を認めたものについては、本年5月9日に公表した55件のほか、180件であった。

○ これら180件の具体的な状況等は次のとおりである。

### 1. 事例の具体的な状況(別表)

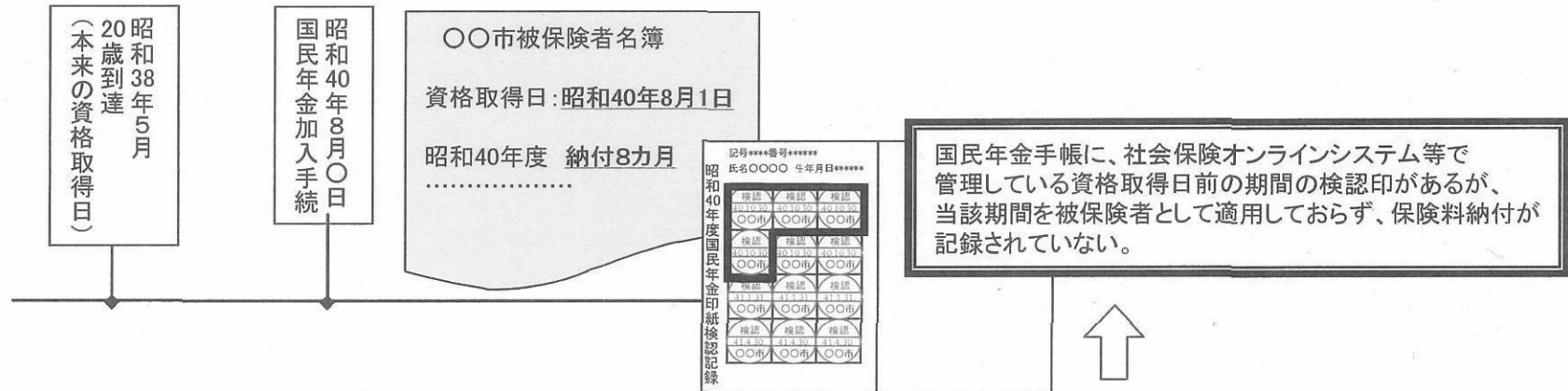
- (1) 記録訂正に係る期間等 最も古い記録 : 昭和37年3月分  
最も新しい記録 : 昭和58年9月分  
1件当たり訂正月数 : 1か月分 ~ 72か月分
- (2) 記録訂正に至った被保険者等が保持していた資料(一部重複があるため合計は180件にならない)  
年金手帳 : 75件 領収書 : 130件 領収済証明書 : 7件
- (3) 領収場所(一部重複があるため合計は180件にならない)  
市区町村 : 108件 金融機関 : 67件 郵便局 : 31件 その他 : 5件
- (4) 年金受給権の裁定の状況 今後裁定を受ける方 : 138件  
既に裁定を受けた方 : 42件
- (5) 記録訂正に係る期間の前後1年間の住所変更の有無  
あり : 98件 なし : 82件(住所変更が確認できなかったものを含む)

### 2. 関係資料からある程度推定できる記録訂正が必要となった事由

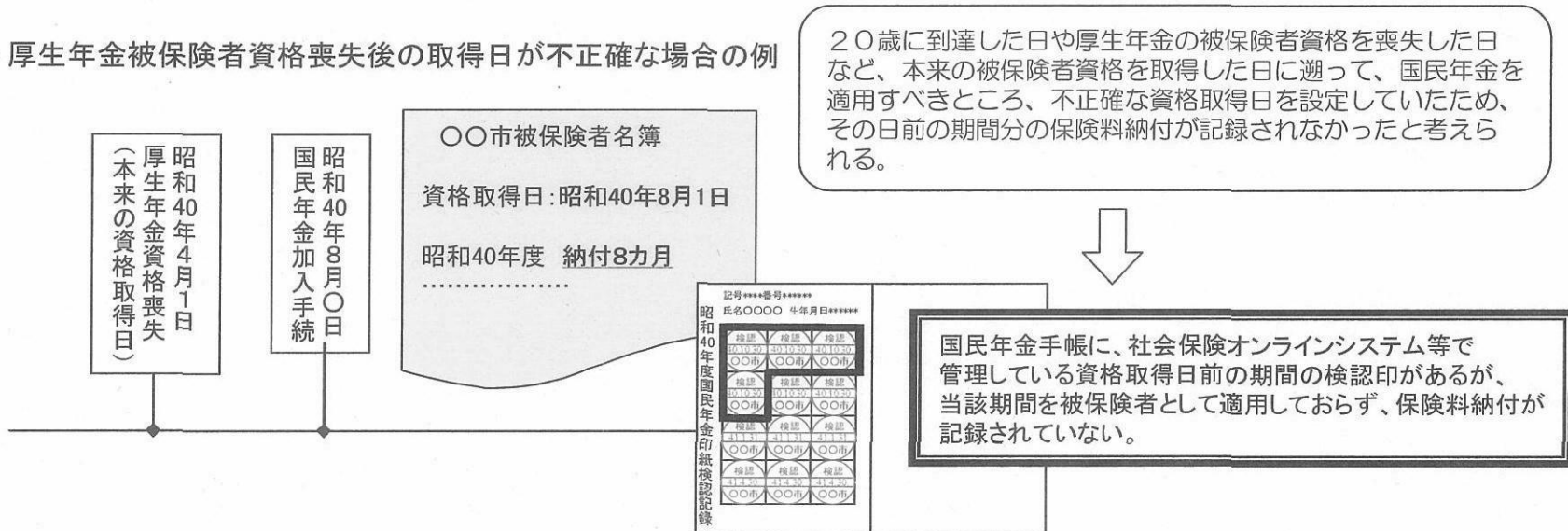
- (1) 当時、市町村に保険料を納付したが、保険料納付に係る期間が誤って未加入期間等とされていたことによると考えられるもの 5件
- (2) 国民年金手帳の印紙検認台紙が切り離されておらず、市町村から社会保険事務所に送付されていなかったことによると考えられるもの 17件
- (3) 市町村又は社会保険事務所が発行した納付書の記号番号が、当該被保険者の国民年金手帳の記号番号と異なったことによると考えられるもの 11件

(1) 当時、市町村に保険料を納付したが、保険料納付に係る期間が誤って未加入期間等とされていたことによると考えられるもの 5件

◇ 初めての国民年金被保険者としての資格取得日が不正確な場合の例

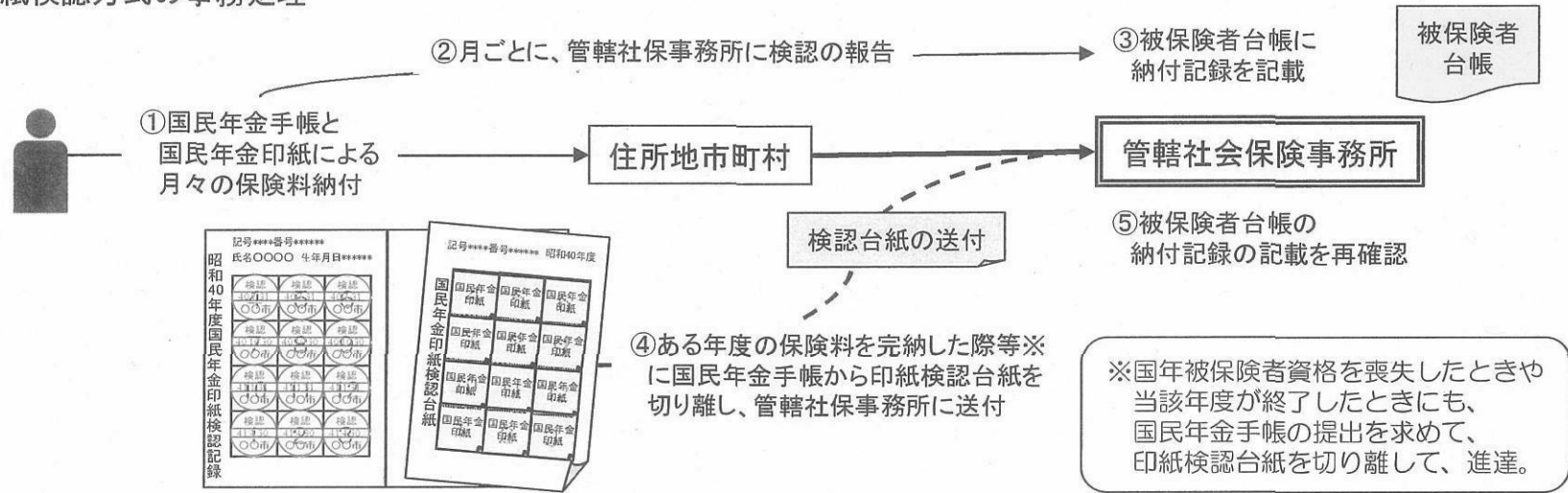


◇ 厚生年金被保険者資格喪失後の取得日が不正確な場合の例

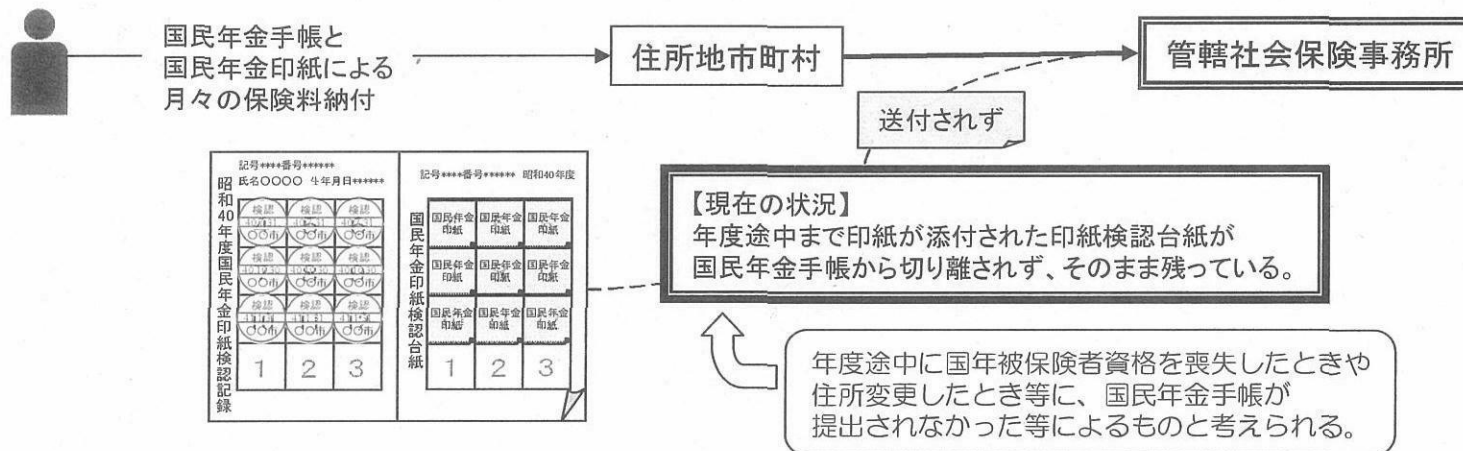


(2) 国民年金手帳の印紙検認台紙が切り離されておらず、市町村から社会保険事務所に送付されていなかったことによると考えられるもの 17件

◇印紙検認方式の事務処理

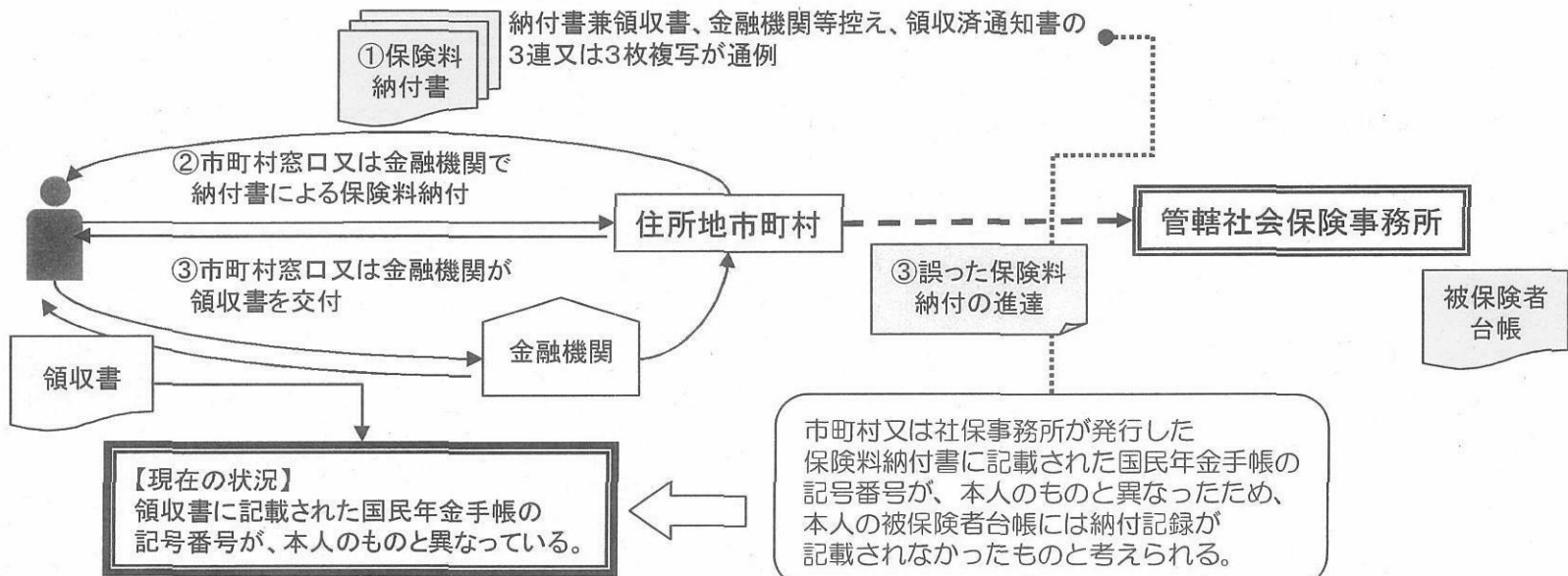


◇記録を訂正すべき事象に見られるケース

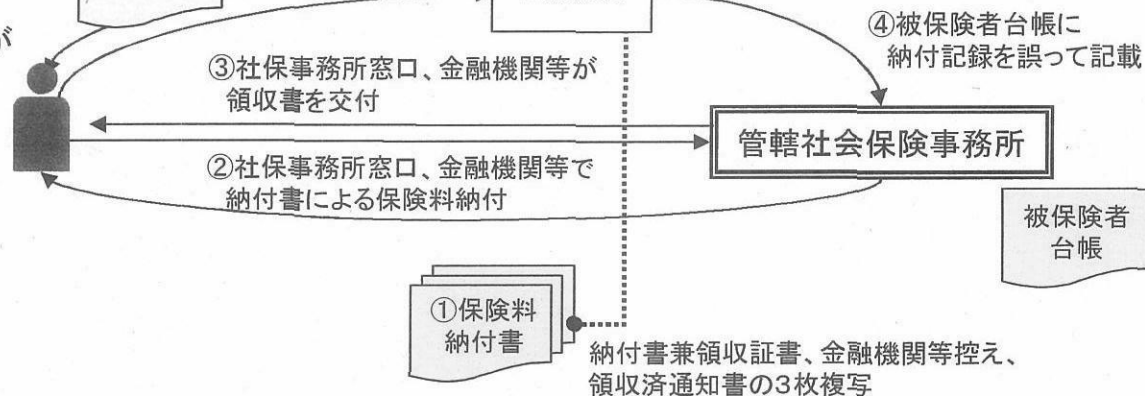


(3) 市町村又は社会保険事務所が発行した納付書の記号番号が、当該被保険者の国民年金手帳の記号番号と異なったことによると考えられるもの 11件

◇現年度保険料を市町村が納付書により徴収する場合の例



◇過年度保険料を社会保険事務所が納付書により徴収する場合の例



(参考) 国民年金保険料の納付方法

	昭和36年4月～ 昭和46年9月	昭和46年10月～ 平成14年3月	平成14年4月～
現年度保険料の 納付方法	<p>◆市町村 －印紙検認方式－</p> <p>① 被保険者が、保険料額の国民年金印紙を購入し、国民年金手帳に印紙を貼付。</p> <p>② 市町村は、国民年金手帳の検認記録欄に検認印を押印。</p>	<p>◆市町村 －納付書方式－</p> <p>左記の取扱いに加えて</p> <p>① 市町村が、納付書を発行。</p> <p>② 被保険者が、市町村の指定金融機関等で国民年金印紙代金を納付。</p> <p>③ 指定金融機関等が、領収書を発行。</p> <p>(一部の市町村では昭和46年9月以前から先駆的に実施)</p>	<p>◇社会保険事務所</p> <p>① 社会保険事務所が、国民年金保険料納付書を発行。</p> <p>② 被保険者が、国庫金取扱金融機関等で保険料を納付。</p> <p>③ 金融機関等が、領収書を発行。</p>
過年度保険料の 納付方法	<p>◇社会保険事務所</p> <p>① 社会保険事務所が、国民年金保険料納付書を発行。</p> <p>② 被保険者が、国庫金取扱金融機関等で保険料を納付。</p> <p>③ 金融機関等が、領収書を発行。</p>		